

平成 31 年 5 月 4 日現在

機関番号：14301

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K16973

研究課題名（和文）ザクセン=マクデブルク法圏における法の実態 『ハレ参審人文書』を例として

研究課題名（英文）The actual state of law in the Saxon-Magdeburg legal system: Taking as example the compilation of the municipal court register of Halle city

研究代表者

佐藤 団 (Sato, Dan)

京都大学・法学研究科・准教授

研究者番号：30612387

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,700,000 円

**研究成果の概要（和文）：**中世の中・東欧では「ザクセン=マクデブルク法」と講学上呼ばれる法が広く伝播した。その法を用いていた諸都市の中でも重要度の高い都市がハレ市であった。同市には数百年にわたって裁判記録が残されており、多くの研究にも用いられてきた。その史料の未校訂部分の校訂とその分析を行った。また、近隣の小都市の記録についても同様の作業を行い、中世都市の法実務について具体的な例を提示した。最終的な成果として校訂が刊行された。

**研究成果の学術的意義や社会的意義**

本研究によって、既存の校訂に見られた問題点が適示され、また部分的にはその修正がなされた。また内容的な分析を行うことで、都市における裁判制度の変容やローマ・学識法の浸透の経過、また大学における（法学）教育の影響などについて具体的な例が提示された。近隣の一小都市に関する一次史料の校訂と検討により「ザクセン=マクデブルク法」圏における法照会と法教示の実際の運用について具体的な像を描くことができた。

本研究の成果は、法制史（とりわけ都市法史）のみならず、隣接諸分野（歴史学、言語学）などの研究にも利用可能な史料基盤の拡充に資するものである。

**研究成果の概要（英文）：**In the Middle Ages, the so-called "Saxon-Magdeburg Law", an originally German municipal law, spread over the Central and East Europe. The medieval city Halle (Saxon-Anhalt) was known as one of the prominent cities which adopted the Saxon-Magdeburg Law. The municipal court of Halle has kept a court register for a period of some hundred years. The records of this register have been used by many scholars as an important historical material. However, some volumes of this register have not yet been edited. In this project, such volumes have been edited and analyzed thoroughly. In addition, a similar municipal register from a neighboring town has also been researched in a similar way. Based on this research, I have managed to present some concrete examples of legal practice in the medieval towns based on Saxon-Magdeburg Law. The final results of this research project have been published in the form of a book.

研究分野：西洋法制史

キーワード：ザクセン=マクデブルク法 マクデブルク法 中世都市法 ハレ 参審人 参審人文書 都市文書 中世中・東欧

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19（共通）

### 1. 研究開始当初の背景

本研究が対象としたのは「ザクセン＝マクデブルク法」である。これは、中世を代表する法書である『ザクセンシュピーゲル』また同じく中世を代表する都市法のひとつであるマクデブルク都市法との複合体を指す講学上の概念である。近年、同法についての研究が中・東欧地域において活発に行われている（拙稿、「EU 拡大とヨーロッパ都市法研究」、『法制史研究』59（2009）p.191-221 参照）。この傾向は、当該研究分野におけるセンター、ザクセン科学アカデミーの研究プロジェクトによる叢書が順調に公表されていることにも表れているが、そうした研究においては、中・東欧地域での同法の伝播が検討の中心に置かれている。

しかし、こうした方向に研究が集中する反面、当該分野の研究では他の重要な論点が充分な学術的な検討を付されることなく未解明なままになっている。そうしたものとしては、例えば、「ザクセン＝マクデブルク法」を支えていた参審人制度、とくに同法圏の首座たるマクデブルク参審人団についての研究が挙げられる。これについては本研究代表者はすでに研究を進めてきた。その過程で、多くの法史料・文献に触れ、以下のような研究状況に直面した。

「ザクセン＝マクデブルク法」研究は史料上の制約を多く受けしてきた。マクデブルク市は度重なる被災により殆ど史料を焼失している。また同法には法典のようなものも存在しない。よって、同法を解明するには、同法圏の首座マクデブルク市の参審人と、同法圏内の都市との間で行われた法的交渉に係わる史料（これは照会とそれに対する教示・判決）を基に、同法を再構成するという、方法が採られてきた。近年の研究の高まりによって、こうした史料基盤は大いに拡充された。そうした史料に検討が加えられ、同法圏内における個別の分野（例えば財産法、相続法）について研究が営まれてきたのである。

しかし、こうした史料は同法圏での法の日常を一体どこまで反映しているのか、という疑問が生じる。というのも、これまで主な対象とされてきた法史料は、ある特殊な性格を帯びたものだからである。上述のように、それら史料はマクデブルクの参審人への照会に端を発するが、こうした照会が行われるのは、通例、諸都市の裁判担当者（在地の参審人）が当該案件につき「判決を発見できない」、すなわち当事者を納得させる解決策を提案できないケースである。つまり、それは裁判の場におけるいわば特殊な、特にこじれた事例を扱っているものなのである。

さらに、既存の検討史料には別の制約も存在する。マクデブルク（参審人団）から諸都市に向けられた法教示・判決活動は15世紀に入ると減退に転じる。これは検討対象となる法史料の減少を意味する。しかし、これは同法圏における法の実体を精確に反映していると言えない。というのも、この間も、確かにマクデブルクへの照会は減少しても、それぞれの都市では依然として同法に依拠した法生活が（決して不变ではないとはいえ）継続されていたからである。

以上のような背景から、申請者は、「ザクセン＝マクデブルク法」の実体について検討するには、これまで行われてきた研究方法とは別の史料類型をも検討するというアプローチを探る必要があるのでないか、と考えるに至った。

### 2. 研究の目的

上述の背景に鑑み、本研究では「ザクセン＝マクデブルク法」圏の都市における日常的な法が見える法史料、とくに「参審人文書」と呼ばれる類型の史料に依拠して検討を行うことにした。これは在地の参審人による具体的な法律問題についての網羅的記録である。同法の研究はこれまで法書やマクデブルクの参審人の判決集など、「主だった」法史料をもとに進められ、実際の法生活については子細に目を向けられることはなかったように思われる。本研究はまさにこの、既存の研究に欠けていた部分に検討を加えることを目的の一つとする。

そこで、本来であればその研究対象とすべきは、中世都市マクデブルクにおける「参審人文書」ということになる。しかし、三十年戦争の際（1631年）同市が陥落したことにより、それ以前の史料は殆どが失われてしまった。そこで本研究が対象としたのは、中世都市ハレ（Halle）の法史料『ハレ参審人文書』（Hallische Schöffenbücher）となる。その理由としては、同市が「ザクセン＝マクデブルク法」圏において首座にあたるマクデブルク（参審人）に次ぐ地位を認められていたということ、同市の裁判制度がマクデブルク市のそれと極めて近いこと、当該史料が同市における参審人の手による具体的な事件に関する裁判記録であること、同史料が断続的にではあるが、1266年から1504年までの記録を含んでいること、が挙げられる。つまり、「ザクセン＝マクデブルク法」都市における実際の法運用について知見を得るのに、利用可能な史料のうち最良のものが『ハレ参審人文書』なのである。

さらに、附言すべきは、13世紀から16世紀初頭に及ぶ当該史料が「ザクセン＝マクデブルク法」地域におけるローマ・学識法の浸入について具体的な解明の手がかりを多く含んでいるという点である。これは特に相続法との関わりでも指摘されている。

このような特性ゆえに本法史料は法史学研究において、また他の諸分野においても、重要な資料として利用されてきた。但し、必ずしもそのすべてが十分に利用されてきたというわけではない。また、その利用に際しても注意すべき大きな問題を抱えている。というのも、本史料の完結した校訂が存在しないからである。本史料は手写本7巻からなり、そのうち4巻までは校訂がある（Gustav Hertel (bearb.), Die Hallischen Schöffenbücher. I (1266 bis 1400), Halle 1882; II (1401 bis 1460), Halle 1887）。第5巻と第6巻は抜粋的に校訂がされたものの、第7巻は未刊行のままである。このHertelによる『ハレ参審人文書』の校訂本を引用する研究はこれまでに存在するが、そうした研究では既公刊の部分についてのみの言及であり、全体像を捉えるという点

では不充分と言わざるを得ない。申請者はすでにこの未公刊部分について校訂のための準備作業を進めており、この史料をすべてそろった形で校訂・刊行することがこの研究にとっての目的のひとつである。

本研究はこうした、これまで検討を加えられたことのない、かつ「ザクセン＝マクデブルク法」圏における法的諸制度を解明するうえで不可欠の一次史料に基づく研究である。

さらに、附言するならば、本研究は「ザクセン＝マクデブルク法」圏の重要都市ハレの「参審人文書」を検討対象の中心に据えているが、そのさい、比較的の視点を取り入れる。特に中・東欧の中世後期の同種の法史料の中には、ハレのものと同様、法史学的な検討を与えられていなものも多い。こうした史料をも検討の対象に含めることで、西洋法制史に占めるその重要性に反して我が国の学界では埒外に置かれることが多い中・東欧諸国の法史学研究への端緒を開くことも本研究の重要な柱の一つである。

本研究によって、これまでの「ザクセン＝マクデブルク法」研究において充分な検討を施されてこなかった同法圏内の法運用の実態が明らかになる、その端緒が開かれると考えている。既存の研究はマクデブルク（の参審人）と各地の裁判担当者・当事者間での交わされた法的照会と参審人判決を基にしている。しかし、実際にはそうした際立った登場の仕方はしない日常の法生活を「参審人文書」を通して検証することで、同法圏における法の実態についてのこれまでの理解とは異なる像を提供することも本研究の目的である。

### 3. 研究の方法

本研究ではまず『ハレ参審人文書』全体の網羅的検討を行う。同史料は7巻からなり、すでに校訂・刊行されている第1巻から第4巻に加え、本研究代表者が校訂作業を独自に進めてきた第5巻（途中）から第7巻までを加えて、はじめて全体を通じた検討が可能となる。とくに第5巻については、全体の半分弱が刊行され、その後は、都市史にとって重要と判断された記載が法的重要性とは無関係に抽出され、抜粋的に校訂が行われている。これは校訂を行った Hertel が、自ら述べているように、法制史的な関心というより寧ろ都市史的関心から同史料に向かい合っていたことによる。それゆえに、法史料として『ハレ参審人文書』を総合的に捉えるという作業を行うことが最初の課題となる。

上記の理由から、さしあたり、この全体を通しての史料の特徴、年代ごとの対象事件の分類・検討に従事する。年代ごとの分類は、同史料内における特定の法制度がいつ頃から始まったのか、或いはいつ頃から変容を見せ始めるのか、といった検討にとって必要不可欠である。また、裁判の場に持ち込まれる事件を時系列的に分析することで、訴訟当事者が持つ時代ごとの法的関心がどのような傾向を帶びてあり、また法的関心の変化の特徴を把握することができる。本計画で実施予定の作業は法史学的な観点から行われる。しかし、こうした作業は同時に、数百年にわたる同史料における法術語の利用状況を調査することを意味し、これは法言語史学な素材をも提供することになる。例えば同史料は様々な法術語を含む故に、これまで特に中世低地ドイツ語の辞典などで典拠として用いられてきた。しかし、当該史料そのものが完結した校訂として調査されたわけではない。それゆえに、用例すべてを吟味したわけではなく、術語を総合的に解釈するという点ではなお不充分なケースもある。そうした問題の克服のためにも、網羅的調査は大きな意味を持つ。

さて、当該史料には、裁判記録という性格から、多くの当事者が登場する。とくに訴訟当事者同士の関係のみならず、そこで対象となっている不動産所有関係について把握することもまた、同史料を検討するうえで重要な役割を果たす。この点については、その性質上、現地の図書館・文書館での補足的調査を必要としており、この作業を目的とした現地調査を行う。

上述の作業は本研究を進めるうえでの基礎となり、同時に法史料の内容的分析にとっても不可欠である。こうして内容分析のための校訂を備えることは本研究の土台であると同時に予想される重要な成果でもある。この素材たる史料校訂が出来上がってから、いよいよ内容的な分析へと作業をシフトしていくことになる。

さらに、ただ『ハレ参審人文書』から「ザクセン＝マクデブルク法」圏の諸都市における法の実像を探るのではなく、同時に近隣の都市の同種の史料を比較対象として検討する。本研究では「ザクセン＝マクデブルク法」圏の首座ともいるべき都市マクデブルクと本研究の主要検討素材を生み出したハレ市との中間に位置する小都市アルスレーベン（Alsleben）を特に選んで同市に残る未刊行史料を素材として校訂作業と検討作業を行う。さらに、「参審人文書」という史料類型を残している「ザクセン＝マクデブルク法」圏の比較的大規模な都市の状況との比較を試みる。

### 4. 研究成果

本研究においては、計画にも示したように、『ハレ参審人文書』という史料群をさらなる研究のために開かれた史料とすべく、全体の分析と校訂と行なうことが主な活動となった。その準備作業として、すでに校訂が行われている箇所についての再吟味を行い、そのうえで、未刊行部分の校訂を進め、さしあたり史料的まとまりとして、ハレ大学所蔵の羊皮紙に書かれた参審人文書史料の校訂事業を完結させることができることが目標となった。実際、この目的は『ハレ参審人文書 校訂』という形で本研究の対象とする出版されたことで達成されたといえよう。この『校訂』についてはヨーロッパの専門学術誌においても好意的な書評を受けている。

## ( 1 ) 史料の外形面についての検討

すでに、この『ハレ参審人文書』については Gustav Hertel による校訂が出されているが、これは未完であり、その内容にも多くの誤りがあることが早くから指摘されていた。しかし、こうした指摘は実際にはあまり顧みられることはなく、重要な「刊行史料」として用いられ続けてきた。そして、実はこの「未完」という事実も多くの場合看過されてきた。第 1 巻から第 4 巻までは「参審人文書」原史料からすべての記載が転記されているのであるが、第 5 巻はその半分まではすべてが校訂されたが、後半部分は抜粋という形で校訂が行われている。そして、この抜粋校訂という方法は第 6 巻にも適用されている。第 7 巻については校訂者の Hertel によって言及さえされていない。

当初 Hertel は「ハレ参審人文書」という史料群をすべて校訂する方針であった。しかし、実際にはこの方針が変更された。すべて校訂していたら分量が多くなりすぎる、というのがその理由であった。その結果、途中から抜粋方式で校訂作業を行うことになった。しかし、具体的にどの部分から全文校訂から抜粋校訂への方針転換があったのかについてはこれまでほとんど考慮されてこなかった。本研究ではこの点について実際に調査をするとともに、どの記載が校訂版に採用され、あるいはされなかつたのか、を突き止める作業を行った。

この結果、興味深い幾つかの事実が浮かび上がった。まず、全文校訂から抜粋校訂への転換点であるが、これがハレ市における裁判制度の変動と実は密接に関連しているということが分かった。それは同市の裁判を司るシュルトハイスという職をめぐる市内の混乱と関係していたのである。しかし、既存の研究ではこうした都市内の裁判制度の変動についてはほとんど顧慮されることはなかった。「参審人文書」は同市のシュルトハイスによる裁判の記録であるが、その裁判そのものが数年にわたって、シュルトハイス不在という状況下で開催されていなかつたのである。もちろん、この時期に裁判が不必要になるわけでもなく、市民は市の外に裁きを求めるようになる。史料からは他所の裁判所、すなわちドルトムントのフェーメ裁判所 (Femegericht) にまで事件を持ち込む当事者の姿が描かれている。

さて、抜粋校訂のさいの取捨選択の問題、つまりどの記載が校訂されどの記載が考慮されなかつたのか、ということについてはすでに Hertel 自身が一定の「方針」を示していた。それは、都市の地誌、郷土史にとって重要と思われる記載を優先する、というものであった。これは同史料がもつ法史料としての性格を害する面もあった。実際に彼による取捨選択を検証してみると、都市内の地名、街路や建造物の名などが含まれる記載が選択されていることがわかる。そして、重要な点として、そうした選択は当該記載の法的重要性とはまったく別の次元で行われているということである。

翻訳の際の抜粋がどの程度行われていたのか、つまりどれほどの記載が校訂の際に採録されなかつたのかについても具体的な事実が判明した。例えば第 5 巻の後半 (Hertel が抜粋校訂に方針を変更した後) では 15%、さらに第 6 巻にいたっては 7% の記載しか校訂されていない。しかし、これまで『ハレ参審人文書』を用いた先行研究においては、こうした事実は考慮されることではなく、あたかもこの時期の記載がすべて網羅的に記載されているかのよう校訂が利用されてきた。

同じくこれまでほとんど顧慮されてこなかつたのが、『ハレ参審人文書』という史料がもつ連續的史料としての価値である。同文書には個々別々の記載が羅列されているように見えるが、実はそのうちのかなりの記載が継続的訴訟案件の各段階を切り取ったものであり、全体をつなげて読むことで初めて全容を把握することができる。こうした傾向は債務や相続をめぐる案件において顕著である。

しかし、こうした連續性をもつ史料においても、史料そのものに起因する事情により連續性が立たれる場合がある。本史料の物理的構造、つまり折蝶 (Lage) の分析により、同史料には同一年内で数葉分の欠損がある箇所や、さらには数年分の折蝶が丸ごと欠けている箇所があることが分かった。こうした書誌学的な分析については『校訂』の解題において図解してある。

## ( 2 ) 史料の内容面についての検討結果

上では『ハレ参審人文書』の外形的分析について述べたが、以下のように内容的な分析によつても多くの知見が得られた。以下では特に法律用語の変遷、ローマ・学識法の影響などである。

ハレ市を含むザクセン地方は旧来からのザクセン法が強く、ローマ法の浸透が比較的緩慢であったことが知られている。その中において、『ハレ参審人文書』に現れる法も既存のザクセン法的な性格を色濃く反映したものとなっている。そこに徐々にローマ・学識法の影響が散見されるようになる。もっともはっきりした変化は法律用語の変化であろう。『ハレ参審人文書』はラテン語をほとんど含まないということがかねてより指摘されていた。しかし、本研究で校訂を行った箇所ではラテン語の術語が多く出てくるのである。しかも、それからたいてい既存のザクセン法で用いられていた同義の法術語とセットで登場するのである。さらに、こうしたラテン語の術語をもちいるのは決まって共通する経歴上の特徴を有している。それはすなわち大学での教育である。

また、旧来のザクセン法においてみられた裁判の姿からの変化も看取される。それまで、当事者はみな自ら法廷いた。しかし、ある時期以降、それもある学識法曹の登場以降、自ら法廷へ赴くのではなく、代理を立てたり文書 (全権委任状等) を用たりするという事態が次第に増えてくる。こうした変化は從来の研究ではまったく看過されていた点である。こうした動きは、とくに

その当事者がローマ・学識法と何らかのかかわりを有する者（学識法曹、教会関係者、法学の素養のある者、等々）が登場する記載に集中していることも興味深い点である。このようにローマ・学識法が実際にどのようにザクセン地方、さらにはドイツに入ってきたのかということについて具体的な例を示すことができたという点は重要な点である。

さらに裁判の変容との関係で注目されるのは、15世紀末ごろから通常の、シュルトハイスと呼ばれる裁判人の司会のもとでの正規裁判集会（2週間ごと）の他に、同じシュルトハイスの居宅で毎日法的問題を取り扱う制度（Schultheissenhof）が存在し、そこで証書を作成してもらい、後日その証書を通常の裁判集会に持ち込んで、通常の裁判集会で生じるのと同じ法的効果を得ようとする当事者が増加するという現象である。こうした制度の存在について言及する先行研究はこれまで皆無といってよい。都市内での裁判制度の変容を考えるうえでも重要な発見であるといえよう。

### （3）法照会・法教示活動の実態

さて、本研究では『ハレ参審人文書』を直接的な検討対象としているが、その射程としてはさらに広い「ザクセン＝マクデブルク法」圏における法の実態である。そのため、本研究ではマクデブルク法における法の姿を、ハレ市とマクデブルク市の中間に位置する小都市アルスレーベンの史料にも探す試みをした。この作業はこれまで未刊行であった史料の校訂にとどまらず、マクデブルクと近隣の都市との法照会・法教示の実例を分析でもある。この研究により、都市内で起きたどのようなタイプの事件が解決困難な問題としてマクデブルク参審人団への照会を要するものとして扱われたのか、またそうした照会の結果、どのような教示が与えられたのか、さらにそうした教示がどのように実務に供され或いは今後のために記録されたのかが具体的な形で示された。これも「ザクセン＝マクデブルク法」圏における法の日常を示す格好の例といえるだろう。

### （4）今後の展望

さて、上述のように、本研究による成果は「ザクセン＝マクデブルク法」圏における日常的な法の姿の一端を明らかにするものであるが、本研究の結果公表された『ハレ参審人文書 校訂』やアルスレーベン市文書に関する論稿などに付された史料校訂は今後のさらなる研究に史料を提供するものである。それは「ザクセン＝マクデブルク法」研究という領域のみでの知識にとどまらず、広く法史学さらには一般史学や歴史言語学などにも波及的効果を持つものである。そのような例として、例えば『ハレ参審人文書 校訂』はドイツ語圏で編纂されている、歴史的に用いられてきたドイツ語法律用語に関する辞典プロジェクト『ドイツ法律辞典』（DRW Deutsches Rechtswörterbuch）の典拠史料として採用された。

このように、本研究は「ザクセン＝マクデブルク法」研究を進めるうえでの重要史料の校訂という成果を残すことができた。本研究では計画の段階でさらに中・東欧の諸都市の同種史料との相互検討をも計画していたが、これについては本計画においては完了することができなかった。というのも、実際に中・東欧、とりわけ「ザクセン＝マクデブルク法」の伝播において重要な役割を担ったポーランドに位置する諸都市の法史料との検討においては、ただ「ザクセン＝マクデブルク法」に関する知識のみでは不十分であると言わざるを得ず、そのためには同時に中世・近世のポーランドで妥当していた世俗法ならびに教会法についての知見も不可欠だからである。この点は今回の研究を進めるうえで判明した課題であるが、これは同時にさらなる研究へのおよその道筋を示すことになり、本研究が当初から標榜していた「今後の中・東欧法史の研究への端緒を開くこと」に結果としてはつながっている。その点も踏まえて、本研究は一定以上の成果を達成できたと考えている。

## 5. 主な発表論文等

### 〔雑誌論文〕（計 2 件）

- ・佐藤 団、「マクデブルク参審人判決と都市法および法実務 アルスレーベン市文書の検討」  
　　『法学論叢』  
　（一）181巻3号、1-21頁、  
　（二）181巻4号1-30頁、  
　（三・完）181巻5号1-45頁。

- ・佐藤 団、「法制史学と都市文書」『法学論叢』182巻4/5/6合併号、318-362頁。

### 〔学会発表〕（計 2 件）

- ・佐藤 団、「中世都市研究と法史料」法制史学会 第70回総会（青山学院大学 2018年7月15日）
- ・Dan Sato、「Sicht von außen. Erwartungen der internationalen Forschung」Das sächsisch-magdeburgische Recht als kulturelles Bindeglied zwischen den Rechtsordnungen Ost- und

Mitteleuropas. Bestandsaufnahme und Perspektiven der Forschung (ザクセン科学アカデミー(ドイツ、ライプツィヒ) 2018年11月14日)

〔図書〕(計 1 件)

・佐藤 団、『ハレ参審人文書 校訂』(京都大学学術出版会) 2018。

## 6 . 研究組織

(1)研究分担者

なし

(2)研究協力者

なし

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等について、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。